(傍
線
部
分
は
改
正
部
分

2・3 (略) 2・3 (略) (略) (四十七~六十四 (略) 2・3 (略) (2・3 (略)	(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)  (法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとび都市計画法が。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法が。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法が。)に基づく制限で当該宅地区は建物に係るもの及び都市計画法が。)に基づく制限で当該宅地区は建物に係るもの及び都市計画法が、治療に基づく制限で政会で定め、なお従前の規定によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとするが第二十八条の規定に基づく命令及び条例の規定を含め、法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)	改正案
2・3 (略) (略) (2・3 (略) (略) (2・3 (略)	(法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)  (法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとび都市計画法む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法む。)に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法が、)に基づく制限で当該宅地区は建物に係るもの及び都市計画法が、)に基づく制限で政党での規定に基づく命令及び条例の規定を含め、なお従前の規定によるものとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとび条例の規定を含め、なお従前の規定により、なお従前の規定と対しては、といるとされるものを含む。)で当該宅地又は建物に係るものとするが第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限)	現行